

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

【資料 1】	2018 年度新卒採用に関するアンケート調査結果（抜粋）	2
【資料 2】	2023 年度宮城学院女子大学卒業生に関するアンケート（抜粋）	3
【資料 3】	「教育目的」「養成する人物像」「3 ポリシー」の関連図	4
【資料 4】	一般教育科目カリキュラムツリー	6
【資料 5】	専門教育科目カリキュラムツリー	7
【資料 6】	カリキュラムマップ	8
【資料 7】	履修モデル	11
【資料 8】	教育実習先一覧	14
【資料 9】	宮城学院就業規則	20
【資料 10】	学校法人宮城学院「大学教員」任用基準	29
【資料 11】	英語文化コミュニケーション学科時間割	31
【資料 12】	「大学中期計画 2021～2025 年度」課題一覧	35

【資料1】 経団連「2018年度新卒採用に関するアンケート調査結果」(抜粋)



2018年度 新卒採用に関するアンケート調査結果

2018年11月22日

一般社団法人 日本経済団体連合会

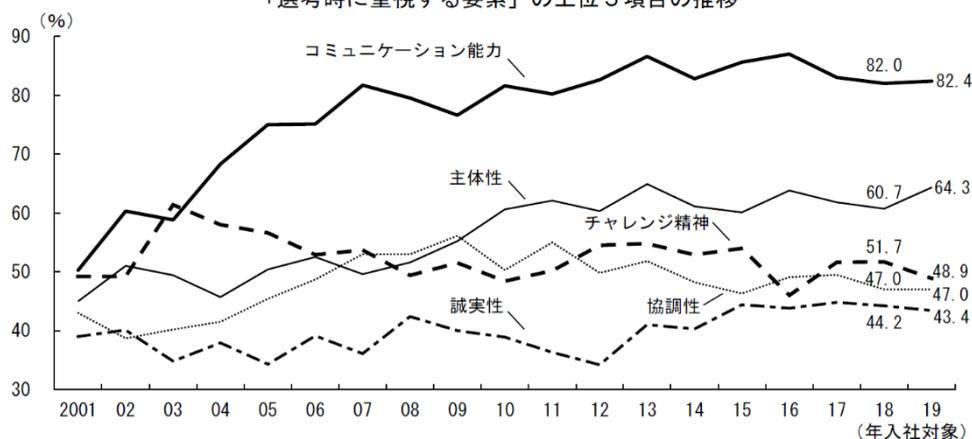
【調査実施要領】

- (1) 調査目的：企業の大卒等新卒者の採用選考活動を把握することを目的に、1997年度より実施
- (2) 調査対象：経団連企業会員 1,376社
- (3) 実施時期：2018年7月20日～9月7日
- (4) 回答社数：597社（回答率43.4%）
 - * 製造業 42.4%、非製造業 55.9%、不明 1.7%
 - * 従業員数 1,000人以上 71.4%、500人以上 1,000人未満 12.1%、500人未満 15.7%、不明 0.8%

(4) 選考にあたって特に重視した点

「コミュニケーション能力」が第1位（16年連続）、「主体性」が第2位（10年連続）となった。「チャレンジ精神」は、前年に比べて2.8ポイント低下したものの、3年連続で第3位となった。

「選考時に重視する要素」の上位5項目の推移



注：20項目から5つを選択。20項目の詳細は6頁を参照。

(出典：<https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/110.pdf>)

【資料2】 2023年度「宮城学院女子大学卒業生に関するアンケート」（抜粋）

2023年度 宮城学院女子大学卒業生に関するアンケート

2024年7月31日
キャリア支援課

対象企業	①一般企業 2,976社 ②幼稚園・保育園 648園
実施時期	①2023年1月送付 ②2023年7月送付
実施方法	①、②求人のお願として企業向けパンフレット及び求人申込書に同封
回答時期	随時
回答方法	①、②求人票返送に同封または別途FAX
回答件数	①47件 ②9件 ※2023年9月25日現在

2.採用したことがある企業様にお尋ねします。採用にあたってどのような点を評価されましたか。(複数回答可)⇒質問3へ

○専門的知識	9
○コミュニケーション能力	45
○主体性	22
○協調性	30
○人柄(素直・真面目)	46
○常識・マナー	27
○行動力	15
○発想力	5
○忍耐力	6
○向上心	24
○その他	・チャレンジ精神・積極性、スタミナ

6.本学卒業生の評価についてお伺いします。業務を任せるにあたりどのような点を評価していただいていますか。(複数回答可)⇒質問7へ

○コミュニケーション力(他者の話に耳を傾け適切な自己表現ができる)	24
○人間関係構築力(積極的に他者と協働できる)	21
○目標達成行動力(目標に向かって自発的に取り組める)	12
○状況判断力(的確な状況把握と適切な判断ができる)	14
○自己管理能力(適切に感情のコントロールができる)	10
○組織適応力(組織運営を理解し的確に行動できる)	15
○その他	・個々の問題であり、大学の課題とは考えていない

9.採用したことがある・なしに関わらず全ての企業様にお尋ねします。本学卒業生に対し社会人として期待するものは何ですか。(複数回答可)⇒質問10へ

○専門的知識	9
○コミュニケーション能力	51
○主体性	30
○協調性	39
○人柄(素直・真面目)	48
○常識・マナー	29
○行動力	32
○発想力	11
○忍耐力	19
○向上心	31
○その他	0

出典:宮城学院女子大学キャリア支援課 <https://www.mgu.ac.jp/about/disclosure/>

【資料3】宮城学院女子大学 英語文化コミュニケーション学科「教育目的」「養成する人物像」「3ポリシー」の相関図

宮城学院女子大学 (教育目的)

基督教に基づいて女子に大学教育を施すことを目的とする。しかして学生に対し基督教愛の精神を鼓吹し、特に北日本における学術文化の向上と社会及び家庭生活の改善進歩を実現し、且つ、国際精神の育成につとめることを以て使命とする。

学芸学部 (教育目的)

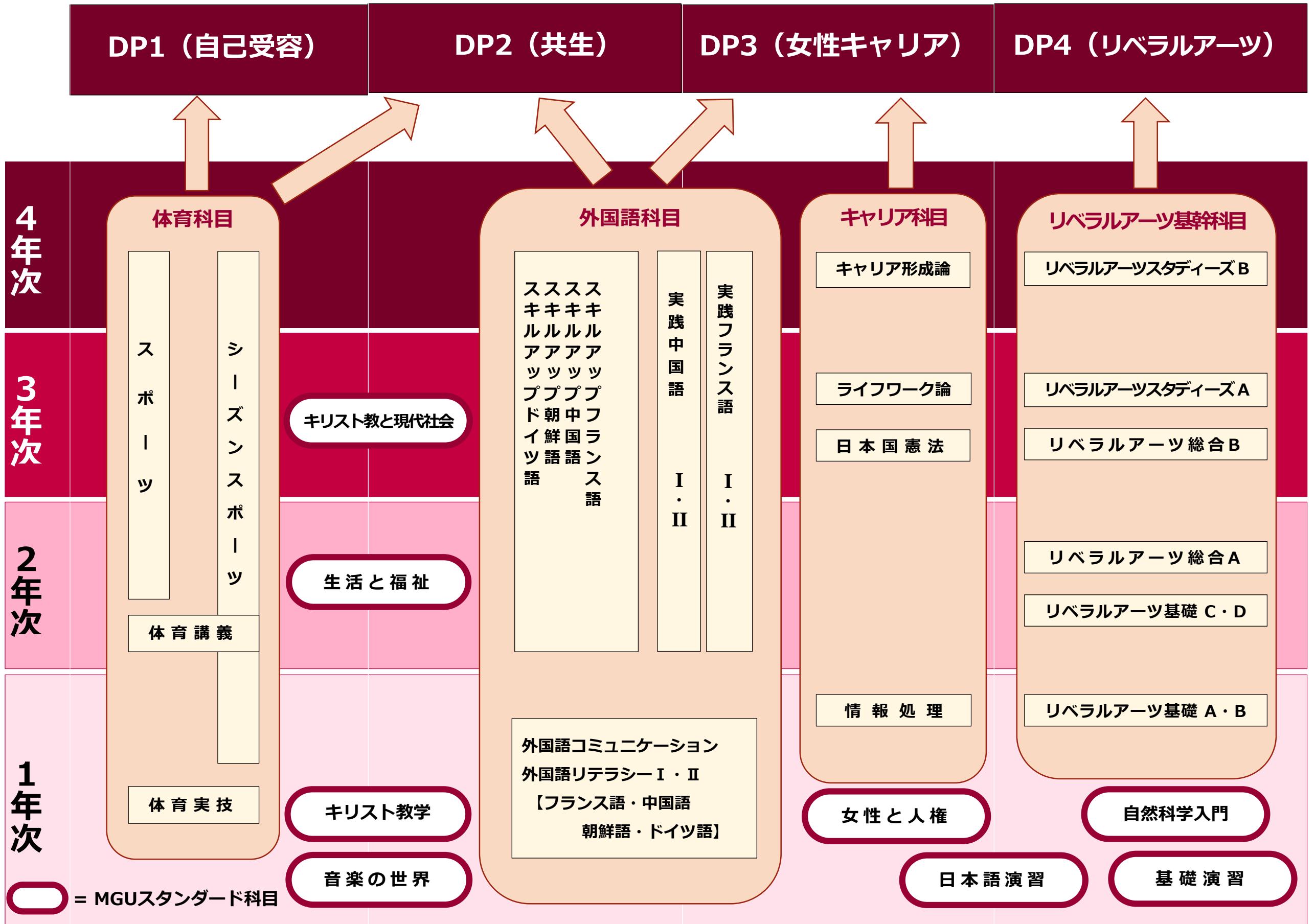
人文学から芸術学にわたる学問分野に関する教育研究を通して、幅広い教養とそれぞれの専門分野に関する知識や技能を身につけるとともに、現代社会が抱える多様な問題に対応する総合的実践力をもって、地域社会や国際社会に貢献できる人材養成をすることを教育研究上の目的とする。

英語文化コミュニケーション学科 (教育目的)

英語を中心に言語運用能力の修得と向上を目指し、コミュニケーションの基礎となる言語の機能や仕組み等を言語学的見地から学び、実践で効果的に運用できる力を養う。また、文字言語から造形言語までの幅広い言語とその伝達に欠かせないメディア上の表現を学ぶことで、新たなコミュニケーションの世界を発見し、その特質を言語化できる力を育てる。そしてメディアを活用できる技能を身につけて発信力を高め、価値観や文化を異にする他者との間にコミュニケーションの回路を構築し、省察を通して、考えを発展的に積み上げていけるコミュニケーション能力を身につけていく。このようにして、社会に、そして、世界に主体的に関わり、活性化に寄与することのできる能力や資質も身につける。

養成する人物像	ディプロマ・ポリシー (DP)	カリキュラム・ポリシー (CP)			アドミッション・ポリシー (DP)	
		一般教育科目				
		(学修成果の評価)	(教育・学習方法)	(教育内容)	(編成)	
幅広い教養と実践重視の教育課程によって、現代社会で必要とされる英語力とコミュニケーション能力、またメディアを使った情報発信能力を身につける。それと同時に、コミュニケーションの基礎となる言語の機能や仕組み等「言語文化」に関する専門知識や、文学・演劇・美術等言語を主軸とする多様な「メディア文化」について幅広く学ぶ。こうして得られた「言語文化」や「メディア文化」に関する高度な専門知と確かなメディアリテラシーにより、人と人、社会と社会とのつながりを構築し、現代社会における様々な課題解決力を持って、地域社会や国際社会に貢献できる人材を養成する。	<p>DP1 自己受容 自らの価値に肯定的に向き合い、他者との関係の中でその理解を深め、高めることができる。</p> <p>DP2 共生 社会の諸問題に対して、他者と協働して解決に取り組むことができる。</p> <p>DP3 女性のキャリア 自らの女性としての将来像を描き、主体的にキャリアを構築することができる。</p> <p>DP4 リベラルアーツ 幅広い教養を自らの専門性と連携させて、正解の見えない課題に取り組むことができる。</p>	<p>DP1 自己受容については、キリスト教科目の授業を通しての変化を、授業中のリフレクションを通してルーブリックによって評価する。</p> <p>DP2 共生については、「リベラルアーツスタディーズ」におけるグループレポートに対してルーブリックによって評価する。</p> <p>DP3 女性のキャリアについては、キャリア科目のシラバスの記載の基準と方法に従って行う。</p> <p>DP4 リベラルアーツについては、卒業研究に対してルーブリックによって評価する。</p>	<p>①[MGUスタンダード科目]では、幅広い分野の講義と演習を学科横断的に実施する。</p> <p>②[リベラルアーツ基幹科目]では、自分の専門と異なる分野の基礎知識を講義によって学び、ひとつのテーマについて複数の分野から多面的に見る機会を持ち、異分野の研究手法を体験する。</p> <p>③[キャリア科目]キャリアに関する理論的・実践的背景を学び、さまざまな分野で活躍する女性のロールモデルを知り、自らの将来像を主体的に創造する構想力を養う。</p>	<p>①[MGUスタンダード科目]では、専門分野を探究する際の基礎スキルを習得するとともに、本学独自の教養としてキリスト教学や音楽を学び、それらに加えて女性としての生き方を問い将来の方向性を考える。</p> <p>②[リベラルアーツ基幹科目]では、幅広い知識と視点、論理的思考とコミュニケーションを学び、異なる背景・分野を持つ人同士の協働による問題解決を促進する。</p> <p>③[キャリア科目]では、男女共同参画社会で自ら主体的に活躍するための基盤となる知識と考え方を学ぶ。</p>	<p>①本学で学ぶ基礎となる科目 [MGUスタンダード科目]として配置する。</p> <p>②学年進行に従って[リベラルアーツ基幹科目]・[キャリア科目]・[外国語科目]・[体育科目]を配置する。</p>	<p>① 能力 ・「国語」、「英語」またはそれに準ずる科目・分野において、基礎的な読解力と表現力を身につけている。 ・世の中の出来事について、情報を収集し、考察し、説明する基礎的な能力を身につけている。 ・「英語」の基本的なしくみと働きを理解し、基礎的な意思疎通が可能な英語の運用力を身につけている。</p> <p>②意欲 ・人間および人間集団の多様性を理解しており、共生の在り方を模索する意欲を持っている。 ・英語を中心に「ことば」に対する強い関心と興味を持ち、運用能力を高めたいと考えている。</p>
		<p>DP5 言語運用能力 英語を入口に、言語の基本的技能を段階的に発展させ、個々の目的に応じて運用することができる。</p> <p>DP6 専門知識の習得と考察力 言語、文学・文化、およびこれらを伝えるメディア、そして、コミュニケーションについての諸相を広く深く理解するための知識を身につけ、事象を分析・考察し、特質を見出し、言語化できる。</p>	<p>(学修成果の評価)</p> <p>DP5 言語運用能力については、[英語技能科目]におけるシラバス記載の基準と方法に従って行う。</p> <p>DP6 専門知識の習得と考察力については、[専門基幹科目]や[専門発展科目]のシラバス記載の基準と方法、または、授業で示すルーブリックに従って行う。</p>	<p>(教育・学習方法)</p> <p>①[英語技能科目]では、レベルや目的に合ったクラス編成を行い、少人数による対面授業のほか、教室以外の場でe-ラーニング等のメディアを用い、フィードバックを与えながら、一人ひとりのレベルにあった学習を行う。</p> <p>②[専門基幹科目]では、言語文化やメディア文化の専門知識の習得と事象を考察する力を、講義と課題の繰り返しにより養う。</p>	<p>(教育内容)</p> <p>①[英語技能科目 (English Skills)]では、基礎力を身につけながら、聞く・話す・読む・書くの4つの技能を高め(必修科目)、3、4年次では、より専門的な場で通用する能力を身につける(選択科目)。</p> <p>②[専門基幹科目] 〈言語文化系科目〉では、言語のしくみを理解し、言語運用を可能にしている言語能力の本質、言語獲得のプロセスや言語の多様性・普遍性について多面的に学び、コミュニケーションとの関係を探る。 〈メディア文化系科目〉では、英語圏を中心に様々な地域の文化を学び、文学・演劇・美術・表象文化など広い意味でのアートを研究対象とし、メディアを使った多様な表現やコミュニケーションに出会い、発見を言葉にできる力を身につける。多様化するメディア社会およびコミュニケーションを巡る社会の理解を深め、批判的に見る力を養う。</p>	<p>(編成)</p> <p>①[英語技能科目 (English skills)]を1～2年次の必修科目として、3～4年次の選択科目として配置する。</p> <p>② [専門基幹科目]に〈言語文化系科目〉と〈メディア文化系科目〉を1～4年次に必修、選択必修、および選択科目を配置する。</p>

<p>DP7 コミュニケーション能力 自分の考えの萌芽を自覚でき、異なる価値観を持つ人との意見の交流を重ね、自分のことばで考えを発信できる。</p> <p>DP8 思索力と問題解決能力 専門領域の学修を活かして、主体的に問いを設定し、その問いに対して粘り強く思索し、問題を解決したり、新しい価値を創造したりできる。</p>	<p>DP7 コミュニケーション能力については、主に[専門発展科目]の授業で示すルーブリックに従って行う。</p> <p>DP8 思索力と問題解決能力については、[専門発展科目]の授業で示すルーブリックに従って行う。</p>	<p>③[専門発展科目]では、[英語技能科目]や[専門基幹科目]での学びを応用し、演習や実習形式で行う。学年が進行するにつれて、与えられた課題から、各自で問題を設定できる能力を養い、プロジェクトや論文を完成させることにより、問題解決能力を養う。</p>	<p>③[専門発展科目]〈コミュニケーション演習科目〉〈実践科目〉〈キャリア支援科目〉〈卒業研究〉のうち、演習科目では、他者を知る力、自分を知る力(1年次)、諸メディアを使った実践技能と考えを伝える力(2年次)、専門的知識や技能を応用して、思索する力と議論できる力(3年次)、問いを立て、自らのコミュニケーション力を活かしながら、問題解決できる能力(4年次)を身に付け、これらの総合的な力を卒業研究で養う。〈実践科目〉、〈キャリア支援科目〉では、事前学習を交えて、上記を実地研修や海外留学を通して身につけていく。</p>	<p>③[専門発展科目]の1～4年次に〈コミュニケーション科目〉、〈コミュニケーション実践科目〉、〈キャリア支援科目〉、〈卒業研究〉を必修、選択必修、および選択科目として配置し、[英語技能科目]や[専門基幹科目]で身につけた技能や知識を応用する。3、4年次には、[専門基幹科目]の〈言語文化系科目〉と〈メディア文化系科目〉の応用科目「専門セミナー(言語文化)」、「専門セミナー(メディア文化)」を置き、選択必修とする。その展開として「卒業研究セミナー」、「卒業論文」を必修科目として配置する。</p>	<p>価値観を持つ人と自信をもって意見の交流ができる人物になり、地域社会や国際社会との架け橋になることを目指している。</p>
---	--	--	--	--	---



DP5
(言語運用能力)

DP6
(専門知識の習得と考察力)

DP7
(コミュニケーション能力)

DP8
(思索力と
問題解決能力)



4
年
次

3
年
次

2
年
次

1
年
次

**英語技能科目
English Skills**

Integrated English
I・II

Academic Writing

Presentation in English

手話コミュニケーション発展

手話コミュニケーション基礎

Extensive Reading I・II

Writing - Long Essay

Writing - Short Essay

Speaking & Listening
I・II・III・IV

Intensive Reading I・II

Writing

Writing & Vocabulary

世界の言語 (仏・中)

English Certification

言語文化系科目

ことばと社会

社会言語学

言語学とコミュニケーション
(音声学・音韻論・形態論)

言語学とコミュニケーション
(統語論・意味論・語用論)

ことばと情報

英語発音法 (発展)

英語発音法 (基礎)

ことばと心理

心理言語学

英語の歴史

ことばのしくみ

コミュニケーションと文法

ことばの世界 (発展)

ことばの世界 (基礎)

メディア文化系科目

物語論/映画論

演劇/パフォーマンス

SF的想像力と社会

グローバル化時代の文学

アートとメディア

アートとエンターテインメント

メディア概論

メディアリテラシー

メディア文化史 I・II

コミュニケーションとしての英米小説 (米)

コミュニケーションとしての英米小説 (英)

アートとしての英語詩 (米)

アートとしての英語詩 (英)

アメリカ文学入門

イギリス文学入門

異文化交流

異文化理解

コミュニケーション系科目

卒業論文

卒業論文セミナー
卒業論文・制作

専門セミナー (言語文化)

専門セミナー (メディア文化)

メディアコミュニケーション実践

メディアコミュニケーション基礎

キャリア支援科目

キャリアデザイン (発展)

ビジネスコミュニケーション

インターンシップ

キャリアデザイン (基礎)

コミュニケーション基礎セミナー

グローバルコミュニケーション実習

文化コミュニケーション実習

海外研修

【資料6】英語文化コミュニケーション学科 カリキュラムマップ

			DP1 自己受 容	DP2 共生	DP3 女性の キャリ ア	DP4 リベラ ルアー ツ	DP5 言語運 用能力	DP6 専門知 識の習 得と考 察力	DP7 コミュ ニケー ション 能力	DP8 思索力 と問題 解決能 力	
一般 教育 科目	M G U ス タ ン ダ ー ド 科 目	キリスト教学	1前	○	○						
		キリスト教と現代社会	3後	○	○						
		基礎演習	1前				○				
		日本語演習	1前			○	○				
		女性と人権	1前			○					
		自然科学入門	1前				○				
		音楽の世界	1前	○	○						
		生活と福祉	2後	○	○						
		小計 (8科目)	—								
		リ ベ ラ ル ア ー ツ 基 幹 科 目	リベラルアーツ基礎A	1後			○				
			リベラルアーツ基礎B	1後			○				
			リベラルアーツ基礎C	2前			○				
			リベラルアーツ基礎D	2前			○				
			リベラルアーツ総合A	2後			○				
			リベラルアーツ総合B	3前			○				
			リベラルアーツスタディーズA	3後			○				
			リベラルアーツスタディーズB	4前			○				
		小計 (8科目)	—								
		キ ャ リ ア 科 目	ライフワーク論	3後		○					
			キャリア形成論	4前・後		○					
			情報処理	1後		○					
			日本国憲法	3後		○					
		小計 (4科目)	—								
		外 国 語 科 目	ドイツ語コミュニケーションⅠ	1前	○	○					
	ドイツ語コミュニケーションⅡ		1後		○	○					
	ドイツ語リテラシーⅠ		1前		○	○					
	ドイツ語リテラシーⅡ		1後		○	○					
	フランス語コミュニケーションⅠ		1前		○	○					
	フランス語コミュニケーションⅡ		1後		○	○					
	フランス語リテラシーⅠ		1前		○	○					
	フランス語リテラシーⅡ		1後		○	○					
	中国語コミュニケーションⅠ		1前		○	○					
	中国語コミュニケーションⅡ		1後		○	○					
	中国語リテラシーⅠ		1前		○	○					
	中国語リテラシーⅡ		1後		○	○					
	朝鮮語コミュニケーションⅠ		1前		○	○					
	朝鮮語コミュニケーションⅡ		1後		○	○					
	朝鮮語リテラシーⅠ		1前		○	○					
	朝鮮語リテラシーⅡ		1後		○	○					
	スキルアップドイツ語		2・3・4前・後		○	○					
	スキルアップフランス語		2・3・4前・後		○	○					
	スキルアップ中国語		2・3・4前・後		○	○					
	スキルアップ朝鮮語		2・3・4前・後		○	○					
	実践フランス語Ⅰ		2・3前・後		○	○					
	実践フランス語Ⅱ		3・4前・後		○	○					
	実践中国語Ⅰ		2・3前・後		○	○					
	実践中国語Ⅱ		3・4前・後		○	○					
	小計 (24科目)	—									
	体 育 科 目	体育実技	1前	○	○						
		体育講義	2後	○	○						
		シーズンスポーツ	1・2・3・4前・後	○	○						
		スポーツ	2・3・4後	○	○						
	小計 (4科目)	—									

				DP1 自己受 容	DP2 共生	DP3 女性の キャリア	DP4 リベラ ルアーツ	DP5 言語運 用能力	DP6 専門知 識の習 得と考 察力	DP7 コミュ ニケー ション 能力	DP8 思索力 と問題 解決能 力
英語 技能科 目	E n g l i s h S k i l l s	Speaking & Listening I	1前					○			
		Speaking & Listening II	1後					○			
		Speaking & Listening III	2前					○			
		Speaking & Listening IV	2後					○			
		Intensive Reading I	1前					○			
		Intensive Reading II	1後					○			
		Extensive Reading I	2前					○			
		Extensive Reading II	2後					○			
		Writing	1前					○			
		Writing & Vocabulary	1後					○			
		Writing - Short Essay	2前					○			
		Writing - Long Essay	2後					○			
		Academic Writing	3後					○			
		Presentation in English	3後					○			
		Integrated English I	3・4前					○			
		Integrated English II	3・4後					○			
		English Certification I	1・2・3・4後					○			
		English Certification II	1・2・3・4後					○			
		English Certification III	1・2・3・4後					○			
小計 (19科目)	—										
言語 文化系 科目	言 語 文 化 系 科 目	ことばのしくみ	1前						○		
		コミュニケーションと文法	1後						○		
		ことばの世界 (基礎)	1前							○	
		ことばの世界 (発展)	1後							○	
		英語発音法 (基礎)	2前							○	
		英語発音法 (発展)	2後							○	
		ことばと心理	2前							○	
		心理言語学	2後							○	
		手話コミュニケーション (基礎)	2前					○			
		手話コミュニケーション (発展)	2後					○			
		英語の歴史	2前							○	
		ことばと情報	3前							○	
		ことばと社会	3・4前							○	
		社会言語学	3・4後							○	
		言語学とコミュニケーション (音声学・音韻論・形態論)	3・4前							○	
		言語学とコミュニケーション (統語論・意味論・語用論)	3・4後							○	
		世界の言語	1後					○			
小計 (17科目)	—										
専門 教育科 目	メ デ ィ ア 文 化 系 科 目	異文化理解	1前						○		
		異文化交流	1後						○		
		メディア概論	2前							○	
		メディアリテラシー	2後							○	
		メディア文化史I	2前							○	
		メディア文化史II	2後							○	
		コミュニケーションとしての英語小説 (アメリカ)	2前							○	
		コミュニケーションとしての英語小説 (イギリス)	2後							○	
		アートとしての英語詩 (イギリス)	2前							○	
		アートとしての英語詩 (アメリカ)	2後							○	
		イギリス文学入門	2前							○	
		アメリカ文学入門	2後							○	
		物語論/映画論	3・4前							○	
		演劇/パフォーマンス	3・4後							○	
		SF的想像力と社会	3・4前							○	
		グローバリゼーション時代の文学	3・4後							○	
		アートとメディア	3・4前							○	
		アートとエンターテインメント	3・4後							○	
小計 (18科目)	—										

				DP1 自己受 容	DP2 共生	DP3 女性 の キャ リア	DP4 リベ ラル アーツ	DP5 言語 運 用 能 力	DP6 専門 知 識 の 習 得 と 考 察 力	DP7 コ ミュ ニ ケー シ ョ ン 能 力	DP8 思 索 力 と 問 題 解 決 能 力	
専 門 発 展 科 目	コ ミュ ニ ケー シ ョ ン 演 習 科 目	コミュニケーション基礎セミナー	1前							○		
		メディアコミュニケーション基礎	2前							○		
		メディアコミュニケーション実践	2後							○		
		専門セミナー（言語文化）A	3前							○	○	
		専門セミナー（言語文化）B	3後							○	○	
		専門セミナー（メディア文化）A	3前							○	○	
		専門セミナー（メディア文化）B	3後							○	○	
		小計（7科目）	—									
	シ ョ ン 実 践 科 目	グローバルコミュニケーション実習	1・2・3・4通								○	
		文化コミュニケーション実習	2・3・4通								○	
		海外研修（事前学習）	2・3・4前								○	
		海外研修	2・3・4後								○	
	小計（4科目）	—										
	キ ャ リ ア 支 援 科 目	キャリアデザイン（基礎）	1通								○	
		キャリアデザイン（発展）	2通								○	
		ビジネスコミュニケーション	2前								○	
インターンシップ		2後								○		
小計（4科目）	—											
卒 業 研 究	卒業研究セミナーA	4前								○	○	
	卒業研究セミナーB	4後								○	○	
	卒業論文・制作	4後								○	○	
	小計（3科目）	—										
合計（120科目）			—									
学位又は称号		学士（英語文化コミュニケーション学）										
DP1 - DP8												
<p>DP1 自己受容 自らの価値に肯定的に向き合い、他者との関係の中でその理解を深め、高めることができる。</p> <p>DP2 共生 社会の諸問題に対して、他者と協働して解決に取り組むことができる。</p> <p>DP3 女性のキャリア 自らの女性としての将来像を描き、主体的にキャリアを構築することができる。</p> <p>DP4 リベラルアーツ 幅広い教養を自らの専門性と連携させて、正解の見えない課題に取り組むことができる。</p> <p>DP5 言語運用能力 英語を入り口に、言語の基本的技能を段階的に発展させ、個々の目的に応じて運用することができる。</p> <p>DP6 専門知識の習得と考察力 言語、文学・文化、およびこれらを伝えるメディア、そして、コミュニケーションについての諸相を広く深く理解するための知識を身につけ、事象を分析・考察し、特質を見出し、言語化できる。</p> <p>DP7 コミュニケーション能力 自分の考えの萌芽を自覚でき、異なる価値観を持つ人との意見の交流を重ね、自分のことばで考えを発信できる。</p> <p>DP8 思索力と問題解決能力 専門領域の学習を活かして、主体的に問いを設定し、その問いに対して粘り強く思索し、問題を解決したり、新しい価値を創造したりできる。</p>												

【資料7】履修モデル② 学芸学部 英語文化コミュニケーション学科(サービス・ホスピタリティモデル)

科目区分	1年				2年				3年			4年				合計	履修要件/卒業要件			
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	後期	単位	前期	単位	後期	単位					
一般教育科目	MGUスタンダード科目		●キリスト教学	2			●生活と福祉	1			●キリスト教と現代社会	2				15	次の条件を満たし、合計で124単位を修得すること。 I. 一般教育科目は、以下の要件を満たして34単位を修得すること。 「MGUスタンダード科目」必修8科目15単位を修得。 「リベラルアーツ基幹科目」必修8科目16単位を修得。 「キャリア科目」必修1科目2単位を取得。 「体育科目」必修1科目1単位を修得。 II. 専門教育科目は、次の要件を満たし78単位を修得すること。 「英語技能科目」必修12科目19単位を修得。 「専門基幹科目」必修2科目2単位および選択科目34単位の計36単位修得。 「専門発展科目」必修5科目10単位および「専門セミナー(言語文化)A」と「専門セミナー(言語文化)B」又は「専門セミナー(メディア文化)A」と「専門セミナー(メディア文化)B」のいずれかの組み合わせで選択必修2科目4単位を修得。このほかに選択3科目5単位の計10科目19単位を修得。 「専門教育科目」の4年次配当選択科目から4単位を修得。 III. その他に専門教育科目と一般教育科目から12単位を修得する。			
	リベラルアーツ基幹科目				●リベラルアーツ基礎A	2	●リベラルアーツ基礎C	2	●リベラルアーツ総合A	2	●リベラルアーツ総合B	2	●リベラルアーツスタディーズA	2	●リベラルアーツスタディーズB	2		16		
	キャリア科目												●ライフワーク論	2				2		
	外国語科目		フランス語コミュニケーションI	1	フランス語コミュニケーションII	1												4		
	体育科目		●体育実技	1														1		
専門教育科目	英語技能科目		○●Speaking & Listening I	2	○●Speaking & Listening II	2	●Speaking & Listening III	2	●Speaking & Listening IV	2	Integrated English I	2	Integrated English II	2			23			
	専門基幹科目	言語文化系科目	○●ことばのしくみ	1	○●コミュニケーションと文法	1	手話コミュニケーション(基礎)	2	手話コミュニケーション(発展)	2	○言語学とコミュニケーション(音声学・音韻論・形態論)	2	○言語学とコミュニケーション(統語論・意味論・語用論)	2			17			
		メディア文化系科目	○異文化理解	2	○異文化交流	2	○メディア概論	2	○メディアリテラシー	2	SF的想像力と社会	2	グローバル化時代の文学	2	アートとメディア	2	アートとエンターテインメント	2	16	
	専門発展科目	コミュニケーション演習科目	○コミュニケーション基礎セミナー	2			○メディアコミュニケーション基礎	2	○メディアコミュニケーション実践	2	○専門セミナー(メディア文化)A	2	○専門セミナー(メディア文化)B	2			10			
		コミュニケーション実践科目					文化コミュニケーション実習	1	文化コミュニケーション実習	1	海外研修(事前学習)	2	海外研修	4			8			
		キャリア支援科目	●キャリアデザイン(基礎)	0.5	●キャリアデザイン(基礎)	0.5	●キャリアデザイン(発展)	0.5	●キャリアデザイン(発展)	0.5							6			
	卒業研究						ビジネスコミュニケーション	2	インターンシップ	2					○●卒業研究セミナーA	2	○●卒業研究セミナーB	2	○●卒業論文・制作	4
計			24.5		15.5		20.5		19.5		12		18		6		8	124		
			40			40			30			14								

○主要授業科目
 ●必修科目
 色セル:通年科目
 履修科目の登録上限:48単位(年間)

【資料7】履修モデル③ 学芸学部 英語文化コミュニケーション学科(公共・教育系モデル)

科目区分	1年				2年				3年			4年				合計	履修要件/卒業要件	
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	後期	単位	前期	単位	後期	単位			
一般教育科目	MGUスタンダード科目	●キリスト教学 ●基礎演習 ●日本語演習 ●女性と人権 ●自然科学入門 ●音楽の世界	2 2 2 2 2 2					●生活と福祉	1			●キリスト教と現代社会	2			15	次の条件を満たし、合計で124単位を修得すること。 I. 一般教育科目は、以下の要件を満たして34単位を修得すること。 「MGUスタンダード科目」必修8科目15単位を修得。 「リベラルアーツ基幹科目」必修8科目16単位を修得。 「キャリア科目」必修1科目2単位を取得。 「体育科目」必修1科目1単位を修得。 II. 専門教育科目は、次の条件を満たし78単位を修得すること。 「英語技能科目」必修12科目19単位を修得。 「専門基幹科目」必修2科目2単位および選択科目34単位の計36単位修得。 「専門発展科目」必修5科目10単位および「専門セミナー(言語文化)A」と「専門セミナー(言語文化)B」又は「専門セミナー(メディア文化)A」と「専門セミナー(メディア文化)B」のいずれかの組み合わせで選択必修2科目4単位を修得。このほかに選択3科目5単位の計10科目19単位を修得。 「専門教育科目」の4年次配当選択科目から4単位を修得。 III. その他に専門教育科目と一般教育科目から12単位を修得する。	
	リベラルアーツ基幹科目			●リベラルアーツ基礎A ●リベラルアーツ基礎B	2 2	●リベラルアーツ基礎C ●リベラルアーツ基礎D	2 2	●リベラルアーツ総合A	2	●リベラルアーツ総合B	2	●リベラルアーツスタディーズA	2	●リベラルアーツスタディーズB	2	16		
	キャリア科目											●ライフワーク論	2			2		
	外国語科目	中国語コミュニケーションI 中国語リテラシーI	1 1	中国語コミュニケーションII 中国語リテラシーII	1 1											4		
	体育科目	●体育実技	1													1		
専門教育科目	英語技能科目	○●Speaking & Listening I ○●Intensive Reading I ○●Writing	2 1 1	○●Speaking & Listening II ○●Intensive Reading II ○●Writing & Vocabulary	2 1 2	●Speaking & Listening III ●Extensive Reading I ●Writing-Short Essay	2 1 2	●Speaking & Listening IV ●Extensive Reading II ●Writing-Long Essay	2 1 2	English Certification I	2	Academic Writing Presentation in English	2 2	Integrated English I	2	Integrated English II	2	29
	専門基幹科目	言語文化系科目	○●ことばのしくみ ことばの世界(基礎)	1 2	○●コミュニケーションと文法 ことばの世界(発展) 世界の言語	1 2 1	英語発音法(基礎) 英語の歴史	2 2	英語発音法(発展)	2	ことばと情報 ○言語学とコミュニケーション(音声学・音韻論・形態論) ことばと社会	2 2 2	社会言語学 ○言語学とコミュニケーション(統語論・意味論・語用論)	2 2			23	
		メディア文化系科目	○異文化理解	2	○異文化交流	2	○メディア概論 ○コミュニケーションとしての英語小説(アメリカ)	2 2	○メディアリテラシー ○コミュニケーションとしての英語小説(イギリス)	2 2							12	
	専門発展科目	コミュニケーション演習科目	○コミュニケーション基礎セミナー	2			○メディアコミュニケーション基礎	2	○メディアコミュニケーション実践	2	○専門セミナー(言語文化)A	2	○専門セミナー(言語文化)B	2			10	
		コミュニケーション実践科目									グローバルコミュニケーション実習	1	グローバルコミュニケーション実習	1			2	
		キャリア支援科目	●キャリアデザイン(基礎)	0.5	●キャリアデザイン(基礎)	0.5	●キャリアデザイン(発展)	0.5	●キャリアデザイン(発展)	0.5							2	
		卒業研究													○●卒業研究セミナーA	2	○●卒業研究セミナーB ○●卒業論文・制作	2 4
計		26.5		17.5		19.5		16.5		13		17		6		8	124	
			44			36				30				14				

○主要授業科目
●必修科目
色セル:通年科目
履修科目の登録上限:48単位(年間)

実習施設一覧

学芸学部英語文化コミュニケーション学科

<中学校>

No.	学校名	所在地
1	仙台市立七郷中学校	〒984-0032 宮城県仙台市若林区荒井字遠藤9-3
2	仙台市立岩切中学校	〒983-0821 宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南23-2
3	仙台市立郡山中学校	〒982-0003 宮城県仙台市太白区郡山5-10-1
4	仙台市立沖野中学校	〒984-0831 宮城県仙台市若林区沖野2-29-50
5	仙台市立西山中学校	〒983-0823 宮城県仙台市宮城野区燕沢2-21-1
6	仙台市立大沢中学校	〒989-3211 宮城県仙台市青葉区赤坂1-2-1
7	仙台市立七北田中学校	〒981-3131 宮城県仙台市泉区七北田字東裏100
8	仙台市立錦ヶ丘中学校	〒989-3123 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘1-1-7
9	仙台市立第二中学校	〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通2-4-1
10	仙台市立三条中学校	〒981-0935 宮城県仙台市青葉区三条町3-1
11	仙台市立上杉山中学校	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉6-7-1
12	仙台市立五城中学校	〒981-0908 宮城県仙台市青葉区東照宮1-3-1
13	仙台市立宮城野中学校	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-4-25
14	仙台市立東仙台中学校	〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台2-16-1
15	仙台市立五橋中学校	〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋2-2-1
16	仙台市立愛宕中学校	〒982-0848 宮城県仙台市太白区萩ヶ丘9-1
17	仙台市立八軒中学校	〒984-0827 宮城県仙台市若林区南小泉字八軒小路9-1
18	仙台市立長町中学校	〒982-0023 宮城県仙台市太白区鹿野1-8-1
19	仙台市立中田中学校	〒981-1104 宮城県仙台市太白区中田5-15-1
20	仙台市立六郷中学校	〒984-0834 宮城県仙台市若林区六郷13-1
21	仙台市立高砂中学校	〒983-0006 宮城県仙台市宮城野区白鳥1-32-1
22	仙台市立西多賀中学校	〒982-0034 宮城県仙台市太白区西多賀3-10-1
23	仙台市立台原中学校	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原5-19-1
24	仙台市立北仙台中学校	〒981-0923 宮城県仙台市青葉区東勝山2-31-1
25	仙台市立鶴谷中学校	〒983-0824 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-24
26	仙台市立八木山中学校	〒982-0802 宮城県仙台市太白区八木山東2-27-1
27	仙台市立中山中学校	〒981-0952 宮城県仙台市青葉区中山6-16-1
28	仙台市立山田中学校	〒982-0813 宮城県仙台市太白区山田北前町36-1
29	仙台市立蒲町中学校	〒984-0037 宮城県仙台市若林区蒲町9-1
30	仙台市立桜丘中学校	〒981-0961 宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘8-2-1
31	仙台市立中野中学校	〒983-0013 宮城県仙台市宮城野区中野字高橋前65
32	仙台市立折立中学校	〒982-0261 宮城県仙台市青葉区折立3-19-1
33	仙台市立幸町中学校	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町1-15-1

34	仙台市立人来田中学校	〒982-0222 宮城県仙台市太白区人来田1-35-1
35	仙台市立広瀬中学校	〒989-3128 宮城県仙台市青葉区愛子中央1-9-1
36	仙台市立秋保中学校	〒982-0243 宮城県仙台市太白区秋保町長袋字大原45-5
37	仙台市立根白石中学校	〒981-3221 宮城県仙台市泉区根白石字東鹿野54
38	仙台市立八乙女中学校	〒981-8004 宮城県仙台市泉区旭丘堤2-1-1
39	仙台市立将監中学校	〒981-3132 宮城県仙台市泉区将監9-12-1
40	仙台市立向陽台中学校	〒981-3117 宮城県仙台市泉区市名坂字天神沢38-4
41	仙台市立加茂中学校	〒981-3122 宮城県仙台市泉区加茂3-1
42	仙台市立将監東中学校	〒981-3132 宮城県仙台市泉区将監3-2-15
43	仙台市立鶴が丘中学校	〒981-3109 宮城県仙台市泉区鶴が丘2-1-1
44	仙台市立寺岡中学校	〒981-3204 宮城県仙台市泉区寺岡2-13-1
45	仙台市立南光台東中学校	〒981-8001 宮城県仙台市泉区南光台東3-1-1
46	仙台市立長命ヶ丘中学校	〒981-3212 宮城県仙台市泉区長命ヶ丘2-11-1
47	仙台市立富沢中学校	〒982-0032 宮城県仙台市太白区富沢2-4-1
48	仙台市立南中山中学校	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山2-26-1
49	仙台市立茂庭台中学校	〒982-0252 宮城県仙台市太白区茂庭台5-3-1
50	仙台市立高森中学校	〒981-3203 宮城県仙台市泉区高森6-2
51	仙台市立田子中学校	〒983-0021 宮城県仙台市宮城野区田子2-12-1
52	仙台市立住吉台中学校	〒981-3223 宮城県仙台市泉区住吉台西4- 1-2
53	仙台市立南吉成中学校	〒989-3204 宮城県仙台市青葉区南吉成5-18-2
54	仙台市立松陵中学校	〒981-3108 宮城県仙台市泉区松陵5-32
55	仙台市立柳生中学校	〒981-1106 宮城県仙台市太白区柳生3-7-3
56	仙台市立広陵中学校	〒989-3432 宮城県仙台市青葉区熊ヶ根字石積1-2

<高等学校>

No.	学校名	所在地
1	宮城県石巻高等学校	〒986-0838 宮城県石巻市大手町3-15
2	宮城県石巻好文館高等学校	〒986-0851 宮城県石巻市貞山3-4-1
3	宮城県石巻北高等学校	〒986-1111 宮城県石巻市鹿又字用水向126
4	宮城県名取高等学校	〒989-2474 宮城県岩沼市字朝日50
5	宮城県古川高等学校	〒989-6155 宮城県大崎市古川南町2-3-17
6	宮城県古川黎明高等学校	〒989-6175 宮城県大崎市古川諏訪1-4-26
7	宮城県松山高等学校	〒987-1304 宮城県大崎市松山千石字松山1-1
8	宮城県田尻さくら高等学校	〒989-4308 宮城県大崎市田尻沼部字中新堀137
9	宮城県中新田高等学校	〒981-4274 宮城県加美郡加美町字一本柳南28
10	宮城県角田高等学校	〒981-1505 宮城県角田市角田字牛館1
11	宮城県気仙沼高等学校	〒988-0051 宮城県気仙沼市字常楽130
12	宮城県築館高等学校	〒987-2203 宮城県栗原市築館字下宮野町浦22
13	宮城県岩ヶ崎高等学校	〒989-5351 宮城県栗原市栗駒中野愛宕下1-3
14	宮城県塩釜高等学校	〒985-0056 宮城県塩竈市泉ヶ岡10-1
15	宮城県柴田高等学校	〒989-1621 宮城県柴田郡柴田町本船迫字十八津入7-3

16	宮城県白石高等学校	〒989-0247 宮城県白石市八幡町9-10
17	宮城県仙台二華高等学校	〒984-0052 宮城県仙台市若林区連坊1-4-1
18	宮城県仙台向山高等学校	〒982-0832 宮城県仙台市太白区八木山緑町1-1
19	宮城県仙台南高等学校	〒982-0844 宮城県仙台市太白区根岸町14-1
20	宮城県仙台西高等学校	〒982-0806 宮城県仙台市太白区御堂平5-1
21	宮城県仙台東高等学校	〒984-0832 宮城県仙台市若林区下飯田字高野東70
22	宮城県宮城野高等学校	〒983-0021 宮城県仙台市宮城野区田子2-36-1
23	宮城県仙台三桜高等学校	〒982-0845 宮城県仙台市太白区門前町9-2
24	宮城県仙台第三高等学校	〒983-0824 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷1-19
25	宮城県宮城第一高等学校	〒980-0871 宮城県仙台市青葉区八幡1-6-2
26	宮城県宮城広瀬高等学校	〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-4-1
27	宮城県泉高等学校	〒981-3132 宮城県仙台市泉区将監10-39-1
28	宮城県泉松陵高等学校	〒981-3109 宮城県仙台市泉区鶴が丘4-26-1
29	宮城県泉館山高等学校	〒981-3211 宮城県仙台市泉区長命ヶ丘東1
30	宮城県多賀城高等学校	〒985-0831 宮城県多賀城市笠神2-17-1
31	宮城県佐沼高等学校	〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字末広1
32	宮城県富谷高等学校	〒981-3341 宮城県富谷市成田2-1-1
33	宮城県名取北高等学校	〒981-1224 宮城県名取市増田字柳田103
34	宮城県南三陸高等学校	〒986-0775 宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館92-2
35	宮城県亘理高等学校	〒989-2361 宮城県亘理郡亘理町字館南56-2
36	宮城県石巻西高等学校	〒981-0501 宮城県東松島市赤井字七反谷地27
37	宮城県小牛田農林高等学校	〒987-0004 宮城県遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏30
38	宮城県利府高等学校	〒981-0133 宮城県宮城郡利府町青葉台1-1-1
39	宮城学院中学校高等学校	〒981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘9-1-1

【資料9】宮城学院就業規則

宮城学院就業規則

1999年5月1日
制定

改正	2010年4月1日	2012年12月1日
	2014年4月1日	2016年4月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2023年4月1日	2025年4月1日

学校法人宮城学院理事会は、教職員が本学院の教育理念を実現するために専心努力することを前提として、教職員の自主性を尊重し、この規則を制定したものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法等の関係法令に基づいて、学校法人宮城学院（以下、「学院」という。）に勤務する教職員の就業に関する事項を定める。

2 教職員は、建学の精神である福音主義のキリスト教による女子教育の事業を重んじ、学院の使命達成に協力するとともに、この規則を守り、その職務に専念しなければならない。

3 この規則に定めのない就業に関する事項は、労働基準法、その他の法令及び本学院関連規程の定めるところによる。

(教職員)

第2条 この規則において教職員とは、第4条及び第5条に定める手続きを経て教職員として採用された者をいい、その職分に従って次の職種に区分する。

(1) 教育職員（大学教員、中学校及び高等学校教諭・養護教諭、幼稚園教諭）

(2) 事務職員

(3) 教務職員（大学副手・助手、中学校及び高等学校実習助手）

2 前項に定める教職員以外で、期間の定めのある者の就業に関する必要な事項は、別に定める。

(所属長)

第3条 この規則において所属長は次のとおりとする。

(1) 大学の教育職員、教務職員については、学長

(2) 高等学校及び中学校の教育職員、教務職員については、校長

(3) 法人及び各学校の事務職員については、事務局長

第2章 人事

(採用)

第4条 教職員の採用及び任免は、所定の手続きを経て、理事会がこれを決定し、辞令を交付する。

(提出書類)

第5条 新たに採用される教職員は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書（所定様式）

(2) 健康診断書（所定様式）

(3) 最終学校卒業証明書

(4) 誓約書（所定様式）

(5) 住民票

(6) その他、学院が必要と認める書類

(労働条件の明示)

第6条 学院は、新たに採用される者に対し、採用に際して給与、労働時間及びその他の労働条件を明示する。

(所属の異動)

第7条 学院は、業務上の必要により教職員の所属の異動ならびに職種の変更を命ずることがある。

2 前項について、教職員は正当かつやむを得ない事由がなければ、これを拒否することはできない。

(休職)

第8条 学院は、教職員が次の各号の一に該当するときは、原則として休職を命ずる。

- (1) 結核性疾患及び厚生省指定難病により、病気休暇が引続き1年に及んだとき
 - (2) 前号以外の負傷または疾病により、病気休暇が引続き90日に及んだとき
 - (3) 自己の都合により欠勤が引続き1月以上に及ぶとき
 - (4) 留学または長期研修の期間が1年を超えるとき
 - (5) 刑事事件に関し起訴されたとき
 - (6) 前各号の外、特別の事情により休職させることが適当と認められたとき
- (休職期間)

第9条 休職期間は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当するとき 3年を超えない範囲で理事長が定める
- (2) 前条第2号 〃 3年を超えない範囲で理事長が定める
- (3) 前条第3号 〃 3月
- (4) 前条第4号 〃 1年
- (5) 前条第5号 〃 事件が裁判所に係属中の期間
- (6) 前条第6号 〃 学院が決定した期間

2 前項第1号及び第2号の休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 前条第1号及び第2号により休職となった者が復職した日から6月以内に同一ないし類似の負傷または疾病により、欠勤または通常の労務提供をできない状態に至ったときは、その休職期間と勤務しない期間を通算して前項第1号及び第2号の規定を適用するものとする。

4 同一ないし類似の事由による休職の期間は通算で3年を超えることができない。

(勤続年数の除算)

第10条 休職期間は、原則として勤続年数に算入されない。ただし、第8条第1号及び第2号については2分の1に相当する期間、第4号については全ての期間を勤続年数に算入する。

(休職期間中の給与)

第11条 休職期間中の給与は、別に定める『宮城学院給与規程』により支給する。

(復職)

第12条 休職者は、休職期間満了の際、または休職期間中において、休職事由が消滅した場合は、その事実を証明するに足る書類を添え、所属長を経て復職を願出しなければならない。

2 第8条第1号及び第2号の事由による休職者から復職願いが提出された場合で、必要があると認められる場合は、学院の指定する医師に診断させることがある。

3 第8条第5号による休職者の外、復職させることが適当でないとして認められたときは、その理由を付した文書を明示し、復職を命じない。

(定年)

第13条 教職員の定年は63歳とする。ただし、大学の教育職員は67歳とする。

2 前項の外、別に定める『宮城学院選択定年制に関する規程』により選択した年齢を定年とすることができる。

3 定年に達した者は、定年に達した年度の末日をもって退職とする。

(再雇用)

第13条の2 学校法人宮城学院を定年退職する者について、本人が希望した場合は65歳まで再雇用する。

2 前項の規定は、第13条第2項の適用を受けて退職する者に適用しない。

(退職)

第14条 教職員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 退職を願出て承認されたとき
- (2) 定年に達したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき
- (5) 契約期間が満了したとき

(退職願い)

第15条 教職員が自己都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに退職願いを提出しなければならない。

(解雇)

第16条 学院は、教職員が次の各号の一に該当するときは、所定の手続きを経て解雇することができる。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないと認めるとき
- (2) 勤務成績が著しく不良と認められ、配置転換の見込みがないとき
- (3) 懲戒処分による免職
- (4) 前各号の外、解雇すべき正当な事由が認められるとき

2 前項により解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、または労働基準法に定める30日分以上の平均賃金を支払う。ただし、行政官庁の認定を受けたときは、予告手当を支払うことなく即時解雇する。

(解雇の制限)

第17条 前条にかかわらず、次の各号の一に該当する期間及びその後30日間は解雇しない。

- (1) 業務上の負傷または疾病による療養のため休業し特別休暇を受けている期間
ただし、療養開始後3年を経過しても負傷または疾病が治癒しない場合で、労働基準法に定める打切補償を行ったときはこの限りでない。

- (2) 女性の産前産後の特別休暇期間

(貸与金品の返還)

第18条 教職員が退職または解雇されたときは、学院から貸与された金品等を返還しなければならない。

(退職時の証明)

第19条 学院は、退職または解雇された者が勤務期間、給与または退職事由（解雇の場合はその理由を含む）等について証明書を請求したときは、これを遅滞なく交付するものとする。

第3章 勤務

(服務規律)

第20条 服務については、『宮城学院服務に関する規程』に定める。

(身上異動の届出)

第21条 教職員は、次に掲げる異動が生じたときは、速やかに書面をもって届出るものとする。

- (1) 教職員の本籍地または住所の変更
- (2) 教職員の結婚または家族の異動
- (3) 本学院採用後の学歴または資格の取得
- (4) その他の身分に関する異動

(出勤の記録)

第22条 教職員は、始業時刻までに出勤し、その都度自ら出勤簿に捺印しなければならない。

(遅刻・早退及び外出)

第23条 教職員が、やむを得ない事由により遅刻・早退または私用外出するときは、あらかじめ上司に申出て許可を得なければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後速やかに届出るものとする。

(欠勤)

第24条 教職員がやむを得ない事由により欠勤するときは、あらかじめその理由と日数を届出て上司の許可を得なければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後速やかに届出るものとする。

(勤務時間)

第25条 教職員の勤務時間は休憩時間を除き、原則として1日7時間30分以内、1週40時間以内とする。

2 始業・終業時刻は、次のとおりとする。

職種区分	始業時間	終業時間	土曜日の終業
大学教育職員	9 : 00 ~	17 : 00	(12 : 00)

中学校・高等学校教育職員，教務職員	8：35	～	16：35	(13：35)
大学教務職員	9：00	～	17：00	(13：00)
法人，大学事務職員	8：50	～	16：50	(12：00)
中学校・高等学校事務職員	8：35	～	16：35	(12：00)

3 勤務時間は、季節または職務遂行上の必要に応じ、基準勤務時間の範囲内において短縮または始業・終業時刻を変更することができる。

(勤務時間の特例)

第25条の2 業務上の必要により特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、労使協定により1年単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は、毎年4月1日から翌年3月31日の1年間を平均して40時間以内とする。

2 各日の始業・終業時刻及び休憩時間は、別に定める。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

3 勤務割表の作成は、原則として1月ごとに行うものとする。

4 各人ごとの各日の始業・終業時刻及び休憩時間は、勤務割表により起算日の7日前までに通知する。

5 休日は、4週間を通じて少なくとも4日以上とし、各人ごとに定める勤務割表により起算日の7日前までに通知する。

6 前項の休日は、業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ他の日に振り替えることがある。

第25条の3 業務上の必要により特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1月以内の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は、毎月1日を起算日とし、1月以内の一定期間を平均して40時間以内とする。

2 各日の始業・終業時刻及び休憩時間は、別に定める。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

3 勤務割表の作成は、原則として1月ごとに行うものとする。

4 各人ごとの各日の始業・終業時刻及び休憩時間は、勤務割表により起算日の7日前までに通知する。

5 休日は、4週間を通じて少なくとも4日以上とし、各人ごとに定める勤務割表により起算日の7日前までに通知する。

6 前項の休日は、業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ他の日に振り替えることがある。

第25条の4 業務の性質上必要があると認められる大学の教育職員（本条において以下「裁量労働制教員」という。）については、みなし労働時間によることがある。

2 前項のみなし労働時間に必要な事項については、労働基準法第38条の3に規定する労使協定による。

3 第1項の業務の遂行手段及び時間配分については裁量労働制教員の裁量に委ねるものとし、裁量労働制教員が所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働したものとみなす。

4 始業及び終業時刻並びに休憩時間は、第25条第2項で定める所定就業時刻を基本とする。ただし、業務の遂行に必要な始業及び終業時刻並びに休憩時間は、弾力的に運用するものとし、裁量労働制教員の裁量によるものとする。

5 休日は、第28条の定めによるものとする。

6 裁量労働制教員の深夜労働は原則として認めない。やむを得ない事情により、裁量労働制教員が、深夜に労働する場合はあらかじめ、所属長の許可を受けなければならない。

7 裁量労働制教員が、休日に労働する場合はあらかじめ、所属長の許可を受けなければならない。

8 前2項の規定により、許可を受けて休日又は深夜に労働した場合においては、給与規程の定めるところにより割増賃金を支払うものとする。

(休憩時間)

第26条 休憩時間は原則として平日は所定勤務時間内1時間、土曜日は勤務時間が4時間以上の場合には30分とし、その時間帯については前条第2項の職種区分毎、別に定める。

2 休憩時間はこれを自由に利用することができる。ただし、外出する場合は、その旨を上司に届出るものとする。

(時間外勤務)

第27条 所属長は、業務の都合上必要あるときは、事務職員に対して、所定の時間外に時間外勤務を命ずることがある。

2 前項の時間外勤務は、教職員の過半数を代表する者と書面により協定し、行政官庁に届出た時間外勤務協定の範囲内とする。

3 時間外勤務は、事前に勤務者が勤務時間及び勤務内容を所属長に届出るものとし、この手続きによらない時間外勤務は認めない。

(休日)

第28条 次の各号に定める日を休日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学院の創立記念日(9月18日)
- (4) 降誕祭(12月25日)
- (5) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- (6) その他、本学院が定める休業日

(振替休日)

第29条 業務の都合によりやむを得ない場合は、前条の休日を4週間以内の他の日に振替えることがある。ただし、4週間を通じ休日が4日を下回ることはない。

(休日勤務)

第30条 所属長は、業務の都合上必要あるときは、事務職員に対して、第28条の休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の休日勤務は、教職員の過半数を代表する者と書面により協定し、行政官庁に届出た休日勤務協定の範囲内とする。

3 休日勤務は、事前に勤務者が勤務時間及び勤務内容を所属長に届出るものとし、この手続きによらない休日勤務は認めない。

(適用除外)

第31条 教職員のうち、次に掲げる者については、勤務時間、休憩及び休日に関する規定は適用しない。

- (1) 学院長ならびに第3条に定める所属長の地位にある者
- (2) 断続的労働に従事する者で行政官庁の許可を受けた職務にある者

(特定休暇)

第32条 各学校の夏季休業、冬季休業及び春季休業期間中においては、教職員に対し、業務に支障のない範囲で特定休暇を与えることができる。

2 前項の休暇日数及び実施方法はそれぞれ別に定める。

(土曜休暇)

第33条 中学校及び高等学校の土曜日の休業日を土曜休暇とし、当該学校の教育職員、教務職員に与える。

(年次休暇)

第34条 教職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に、20日の年次休暇を取ることができる。

2 前項において、年度の中で新たに採用した教職員の年次休暇は、次の表によるものとする。

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	20日	19日	17日	15日	14日	12日	10日	9日	7日	5日	4日	2日

3 年次休暇は教職員が請求した時季に与える。ただし、業務に支障のある場合には他の時季に変更することができる。

4 当該年度に行使しなかった年次休暇は、次年度に限り繰越すことができる。

5 年次休暇は、1日、半日または1時間を単位として与える。

- 6 年次休暇の付与単位は、1時間のときは8時間をもって1日とし、半日及び土曜日については4時間とする。
- 7 病気その他の理由で欠勤した日数は、上司の許可を受けた場合は、年次休暇に振替えることができる。

(病気休暇)

第35条 教職員が結核性の疾患または厚生省指定難病により療養を必要とする場合は、医師の診断書により1年以内の病気休暇を与える。

- 2 前項の外、業務外の負傷または疾病により療養を必要とする場合は、その都度引続き90日以内の病気休暇を与える。
- 3 教職員が病気休暇を請求しようとする場合は、あらかじめ医師の診断書を添付した病気休暇願いを提出し、所属長の承認を得なければならない。ただし、初日から起算して6日を超えない期間内の病気休暇については、医師の診断書を省略することができる。
- 4 病気休暇中の者は、病気休暇を受け始めた日から2月毎に療養経過を医師の診断書を添えて、所属長に報告しなければならない。
- 5 病気休暇後勤務に服してから、30日以内に同一ないし類似の疾病により、再び病気休暇を受ける場合は、病気休暇が引続いているものとして前後の休暇の期間を通算するものとする。
- 6 前5項における期間には、休日、特定休暇及び土曜休暇を含むものとする。

(特別休暇)

第36条 教職員が次の各号に掲げる場合においては、請求により、それぞれについて定める期間の特別休暇を与える。

- (1) 教職員が結婚する場合 5日以内
- (2) 子女が結婚する場合 3日以内
- (3) 忌引の場合

死亡した者		血族	姻族	備考
配偶者	10日			イ 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。 ロ 本人が葬祭を営む場合は各々2日以内を加算する。 ハ 葬祭のため遠隔地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算できる。
父母		7日	3日	
子		5	1	
祖父母		3	1	
孫		1		
兄弟姉妹		3	1	
伯叔父母		1	1	

- (4) 出産及び流産の場合
産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)及び産後8週間
妊娠4月未満で流産した場合は10日以内
- (5) 妻が出産する場合
出産予定日の14日前から出産日以後14日までの間において 2日以内
- (6) 生理日において勤務することが著しく困難である女性教職員の場合 2日以内
- (7) 妊娠に起因する障害(つわり)のため勤務することが著しく困難である女性教職員の場合 10日以内
- (8) 生後1年に満たない生児を育てる女性教職員の場合 1日1時間
- (9) 配偶者ならびに2親等内の血族及び姻族が、負傷または疾病のため医師の判断により看護を必要とする場合で、教職員以外に看護者がいない場合 1年度間5日以内
- (10) 父母、配偶者及び子の祭日の場合 1日以内
- (11) 業務上及び通勤途上による負傷または疾病により療養を必要とする場合 療養を必要と認める期間
- (12) 永年勤続により表彰された場合 6日

(13) 法令の規定に基づく交通遮断または隔離の場合及び風水震火災その他の非常災害または交通機関等の事故，その他の不可抗力の原因による場合 その都度必要と認める期間

(14) 前各号に掲げるものの外，所属長が特に必要と認め学院が決定した事項及び期間

2 前項の第5号，第6号，第7号及び第9号に掲げる特別休暇は，断続して与えることができる。
(代替休暇)

第36条の2 所属長は，時間外労働が60時間を超えた事務職員に対して，教職員の過半数を代表する者と書面により協定し，行政官庁に届出た代替休暇協定に基づき，代替休暇を与える。

2 事務職員の代替休暇は，別に定める『事務職員等の時間外勤務の取り扱いに関する規程』により与える。

(公民権行使の時間)

第37条 教職員が勤務時間中に選挙権の行使，その他公民としての権利を行使し，または公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合は，それに必要な時間を与える。ただし，権利の行使または公の職務の執行に妨げがない限り，請求された時間を変更することができる。

(母性健康管理)

第38条 学院は，妊娠中及び出産後1年以内の女性教職員が母子保健法による健康診査等により通院する場合には，請求により通院に必要な時間を与える。ただし，請求できる回数は次の通りとし，医師等の指示がある場合にはその指示によるものとする。

妊娠23週まで 4週間に1回

妊娠24週から35週まで 2週間に1回

妊娠36週から出産まで 1週間に1回

2 妊娠中の女性教職員が申出た場合には，通勤時間の混雑が母胎の負担にならない範囲で，始業時間または終業時間の変更または勤務時間の短縮を認める。

3 妊娠中の女性教職員から業務に負担を感じるとして申出がある場合には，通常の休憩時間の他に休憩を認める。

4 妊娠中及び出産後1年以内の女性教職員が，医師等から勤務状態が健康状態に支障をおよぼすとの指導を受けた場合には，「母子健康管理指導事項連絡カード」の内容により次の事項を認める。

一 業務負担の軽減

二 負担の少ない業務への転換

三 勤務時間の短縮

四 休業（給与は，育児休業に準ずる。）

(育児休業・育児短時間勤務)

第39条 教職員は，必要にもとづいて育児休業または育児短時間勤務を学院に申出て，その適用を受けることができる。

2 育児休業及び育児短時間勤務については，別に定める『宮城学院育児休業等に関する規程』によるものとする。

(介護休業・介護短時間勤務)

第40条 教職員は，必要にもとづいて介護休業または介護短時間勤務を学院に申出て，その適用を受けることができる。

2 介護休業及び介護短時間勤務については，別に定める『宮城学院介護休業等に関する規程』によるものとする。

(出張)

第41条 教職員には出張を命ずることがある。出張を命ぜられた者は，帰校後速やかに所定様式による出張報告書を所属長に提出しなければならない。ただし，特に指示のあるときは口頭で行うことができる。

2 教職員が出張その他校務により学院外で勤務する場合で，勤務時間を算定しがたいときは，第25条の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし，所属長があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りでない。

3 教職員が出張する場合は，別に定める『宮城学院旅費規程』により旅費を支給する。

第4章 給与

(準拠規程)

第42条 教職員の給与は、別に定める『宮城学院給与規程』により支給する。

(給与支給日)

第43条 給与は毎月末を以て締切日とし、当該月の15日にこれを支給する。当日が休日または土曜日の場合はその前日または前々日に繰り上げて支給する。

(新任時の給与)

第44条 新たに教職員になった者の新任月の給与は、就任の日から月末までの日割り計算で支給する。

(退職時の給与)

第45条 退職する教職員の給与は、退職発令日の属する月は全額を支給する。

(給与の支払)

第46条 給与は全額を通貨で直接本人に支払う。ただし、法令に定められているもの及び教職員の同意を得たものは、これを控除する。

2 前項において、本人の同意を得た場合は、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金口座へ振込みにより支給することができる。

(昇給等の基準)

第47条 教職員の初任給、昇格、昇給等の基準については別に定める。

(欠勤による給与の減額)

第48条 教職員が欠勤した場合は、その欠勤日について1日当りの給与を減額する。

(退職金支給)

第49条 教職員が退職するときは、別に定める『宮城学院退職手当支給規程』により退職金を支給する。

第5章 表彰・懲戒

(賞罰)

第50条 賞罰については、『宮城学院賞罰規程』（以下「賞罰規程」という。）に定める。

第6章 安全及び衛生

(安全保持)

第51条 教職員は、学院の安全に関し施設の保全、勤務場所の整頓に努力し、災害の予防に協力しなければならない。

(災害防止)

第52条 教職員は、火災、その他の非常事態が発生し、または発生する危険があることを知ったときは、ただちに臨機の措置を講じるとともに関係者に連絡しなければならない。

2 非常事態が発生した場合は、互いに協力してその被害を最小限に阻止しなければならない。

(損害賠償)

第53条 教職員が故意または重大な過失により学院に損害を与えた場合、学院は、損害の全部または一部をその者に賠償させることができる。

(健康診断)

第54条 教職員は、学院の定期及び臨時に行う健康診断を受け、健康の増進に努めるものとする。

2 健康診断の結果、特に必要があると認められる場合は、就業を一定の期間禁止することがある。

第7章 災害補償

(災害補償)

第55条 教職員が業務上または通勤途上により負傷、疾病、障害、死亡したときの災害補償・保険給付は、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

第8章 福利厚生

(福利厚生)

第56条 学院は、教職員の福利厚生をはかるため必要な活動を行う。

(日本私立学校振興・共済事業団)

第57条 教職員は、法令の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団に加入しなければならない。

(慶弔金)

第58条 学院は、教職員及びその家族の慶弔、災害に際し、別に定める『宮城学院慶弔見舞規程』により慶弔金を贈る。

附 則

- 1 この規則は1999年5月1日から施行する。
- 2 この規則は、学院内の四教職員組合と協議のうえ理事会が制定したものである。この規則を改正する場合は、労働基準法第90条に従い、学院内四教職員組合と協議のうえ理事会が行う。
- 3 1954年2月8日制定の就業規則は、1999年4月30日をもって廃止する。
- 4 この規則は、2010年4月1日から改正施行する。
- 5 この規則は、2012年12月1日から改正施行する。
- 6 第13条の2第1項については、2013年3月31日までは、高年齢者雇用安定法附則第4条、高年齢者雇用確保措置に関する特例等に掲げる年齢とする。
- 7 この規則は、2014年4月1日から改正施行する。
- 8 この規則は、2016年4月1日から改正施行する。
- 9 この規則は、2020年4月1日から改正施行する。ただし、2020年3月31日現在において病気休暇又は病気休職の者に対しては、職場復帰又は復職するまで経過措置として改正規定は適用しない。
- 10 この規則は、2021年4月1日から改正施行する。
- 11 この規則は、2023年4月1日から改正施行する。
- 12 この規則は、2025年4月1日から改正施行する。

【資料10】学校法人宮城学院「大学教員」任用基準

学校法人宮城学院「大学教員」任用基準

1993年4月1日

制定

改正 2012年4月1日 2015年4月1日
2024年10月1日 2025年2月14日

(趣旨)

第1条 学校法人宮城学院が設置する宮城学院女子大学の教員(以下「大学教員」という)の任用は、この基準に定めるところによる。

(教員の採用区分)

第2条 大学教員は、次の区分に従って採用される。

- (1) 任用期間を定めることなく採用される教員
- (2) 任用期間をとくに定めて採用される教員

(期間を定めて任用する教員の区分)

第3条 第2条第2項に定める教員の採用は、次の各号による。

- (1) 客員教員
- (2) 特任教員
- (3) 特命教員
- (4) 非常勤講師

2 前項第2号の特任教員の勤務形態は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 前条第1号に定める教員に準ずる勤務形態
- (2) 週9時間の講義を担当し、原則として専任教員に準ずる勤務形態

(大学設置基準との関係)

第4条 第2条第1項に定める教員は、大学設置基準上の専任教員として任用されるものとする。

2 前条第1号に定める教員は、大学設置基準上の兼任教員として任用されるものとする。

3 前条第2号に定める教員のうち、同条第2項第1号に定める勤務形態の特任教員(以下「一号特任教員」という)は、大学設置基準上の専任教員として任用されるものとする。

4 前条第2号に定める教員のうち、同条第2項第2号に定める勤務形態の特任教員(以下「二号特任教員」という)は、大学設置基準上の専任教員として任用されるものとする。

5 前条第3号に定める教員は、原則として大学設置基準上の兼任教員として任用されるものとする。

6 前条第4号に定める教員は、大学設置基準上の兼任教員として任用されるものとする。

(採用)

第5条 大学教員の採用は、学校法人宮城学院理事会(以下「理事会」という)が教授会の立案する人事計画ならびに教授会が行なう人事選考について審議し、この審議に基づいて理事長が決するものとする。

(労働契約)

第6条 大学教員は、学校法人宮城学院と被雇用者とのあいだの労働契約にもとづいて任用される。

2 大学教員の勤務内容は、教授会の人事計画にもとづき、理事会が決定する。

ただし、第2条第2号に定める教員の勤務内容は、同条第1号に定める教員の勤務内容と同等となることまたはそれを上まわることはないものとする。

(契約更改)

第7条 理事会は、教授会が立案する第2条第2号に定める教員の契約更改に係る人事計画については、それを審議し、その可否を決する。

2 前項において、契約更改による勤務期間は、引き続き5年を超えてはならない。

(定年による退職)

第8条 第2条第1号に定める教員は、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 前項の定年は、年齢67年とする。

(年齢による勤務制限)

第9条 第2条第2号に定める教員の勤務に係る年齢制限を次のように定める。

- (1) 客員教員は、年齢70年に達した日以後の最初の3月31日以降に勤務することはできない。
 - (2) 特任教員のうち一号特任教員は、年齢67年に達した日以後の最初の3月31日以降に勤務することはできない。
 - (3) 特任教員のうち二号特任教員は、年齢72年に達した日以後の最初の3月31日以降に勤務することはできない。
 - (4) 特命教員は、年齢70年に達した日以後の最初の3月31日以降に勤務することはできない。
 - (5) 非常勤講師は、年齢72年に達した日以後の最初の3月31日以降に勤務することはできない。
- 2 第1項第2号の規定に関わらず、学科設置等のために必要となる一号特任教員については、満70歳に達した日以降の最初の3月31日まで契約を更新することができる。
- 3 第1号第4号の規定に関わらず、特命教員のうち二号特任教員又は非常勤講師に準ずる勤務形態の者については、満72歳に達した日以降の最初の3月31日まで契約を更新することができる。

(給与)

第10条 第2条第1号に定める教員の給与は「宮城学院給与規程」ならびに「宮城学院女子大学教員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の規定にもとづいて支給する。

2 第2条第2号に定める教員の給与は、理事会が別に定める給与基準による。

(諸規程の適用)

第11条 大学教員は、この「基準」に規定すること以外の事項については、理事会の定める諸規程に従うものとする。

附 則

- 1 この「基準」の改廃は理事会の議を経て行われるものとする。
- 2 この「基準」は1993年4月1日より施行する。
- 3 この「基準」は2012年4月1日から施行する。
- 4 第7条第2項の規定に関わらず、「宮城学院女子大学期間を定めて任用する教員に関する規程」に別段の定めがある場合は、この限りではない。
- 5 第9条第4号の規定に関わらず、「宮城学院女子大学特命教員規程」に別段の定めがある場合は、この限りではない。
- 6 この「基準」は2024年10月1日から改正施行する。
- 7 この「基準」は2025年2月14日から改正施行する。

【資料11】英語文化コミュニケーション学科時間割（1・2年）

宮城学院女子大学

曜日	クラス 科目 時間	E 1						E 2					
		前 期			後 期			前 期			後 期		
		授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室
月	1	自然科学入門	近松	C203				Business Communicatiion	Phelan	C405			
	2	Extensive Reading I	Wiltshier	C411	Extensive Reading II	Wiltshier	C411	メディア文化史I	吉村	C606	メディア文化史II	吉村	C404
	3	女性と人権	川口	C202									
	4	基礎演習	オムニバス	C302	リベラルアーツ基礎B	オムニバス	C203						
	5	キャリアデザイン（基礎）	林修三	C201	キャリアデザイン（基礎）	林修三	C201	キャリアデザイン（発展）	林修三	C201	キャリアデザイン（発展）	林修三	C201
火	1	異文化理解	吉村	C308	情報処理（a） 情報処理（b）	初山 曾根	C411 K305	リベラルアーツ基礎D	オムニバス	C202	生活と福祉 体育講義	八巻 渡辺	C202 C203
	2	コミュニケーション基礎セミナー	オムニバス	C308				海外研修（事前学習） 手話コミュニケーション（基礎）	吉村、 Wiltshier、間 瀬、酒井、山口 奥田		教育方法論 スポーツ 手話コミュニケーション（発展）	清水 西田 奥田	C201 体育館 K302
	3	ドイツ語コミュニケーションI フランス語コミュニケーションI 中国語リテラシーI（a） 中国語リテラシーI（b） 中国語リテラシーI（c） 朝鮮語リテラシーI	ファート 大槻 清水 菅原 田島 加藤	K204 C406 C305 C608 C606 C603	ドイツ語コミュニケーションII フランス語コミュニケーションII 中国語リテラシーII（a） 中国語リテラシーII（b） 中国語リテラシーII（c） 朝鮮語リテラシーII	ファート 大槻 清水 菅原 田島 加藤	K204 C403 C305 C608 C606 C603	英語科教育法I	鈴木	C405	英語科教育法II	鈴木	C405
	4	フランス語コミュニケーションI 教育原理	野中 村野	C306 C203	フランス語コミュニケーションII	野中	C306	リベラルアーツ基礎C	オムニバス	C202	スポーツ	西田	体育館
	5	キリスト教学	松本	C201	教育制度論	清水	C202	スキルアップドイツ語（1） スキルアップフランス語（1） スキルアップ中国語（1） 実践中国語I（1） スキルアップ朝鮮語（1） ことばと心理 アートとしての英語詩（イギリス）	清水 野中 屈 小羽田 加藤 小泉 非常勤	C407 C306 C406 C409 C603 C403 K302	スキルアップドイツ語（2） スキルアップフランス語（2） スキルアップ中国語（2） 実践中国語I（2） スキルアップ朝鮮語（2） 心理言語学 アートとしての英語詩（アメリカ）	清水 野中 屈 小羽田 加藤 小泉 非常勤	C407 C306 C406 C409 C603 C403 K302
	1	体育実技	渡辺	体育館	異文化交流	Wiltshier	C308	教育心理学	西浦	C201	メディアコミュニケーション実践	間瀬	C404
	2	ことばのしくみ	増富	C305	コミュニケーションと文法	増富	C603	メディアコミュニケーション基礎	間瀬	C606			
	3							教育課程論	清水	C201			
	4	ことばの世界（基礎）	遊佐	C403	ことばの世界（発展）	遊佐	C401						
	5												

曜日	クラス 科目 時間	E 1						E 2					
		前 期			後 期			前 期			後 期		
		授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室
木	1	Speaking & Listening I(a)TC	Wiltshier	C404	Speaking & Listening II(a)TC	Wiltshier	C404				特別支援教育論	梅田	C201
		Speaking & Listening I(b)	Kavanugh	C603	Speaking & Listening II(b)	Kavanugh	C603				総合的な学習の時間の指導法	竹田	C304
		Speaking & Listening I(c)	Miller	C409	Speaking & Listening II(c)	Miller	C409						
		Writing (a)	McFarlane	C605	Writing & Vocabulary (a)	McFarlane	C605						
	2	Writing (b)	McFarlane	C605	Writing & Vocabulary (b)	Wiltshier	C605	生徒指導A (進路指導を含む)	金野	C202	道徳教育の理論と方法	村野	C304
		Writing (c)	Wiltshier	C601	Writing & Vocabulary (c)	McFarlane	C601	Speaking & Listening III(a)	Miller	C405	Speaking & Listening IV(a)	Miller	C612
								Speaking & Listening III(b)	Phelan	C409	Speaking & Listening IV(b)	Phelan	C409
								Speaking & Listening III(c)	Kavanugh	C603	Speaking & Listening IV(c)	Kavanugh	C603
	3	日本語演習	オムニバス	C404	リベラルアーツ基礎A	渡辺	C201	イギリス文学入門	酒井	C401	コミュニケーションとしての英語小説 (イギリス)	酒井	C401
	4	音楽の世界	井坂	講堂				英語発音法 (基礎)	遊佐	C405	英語発音法 (発展)	遊佐	C405
								メディア概論	間瀬	C606	メディアリテラシー	谷津	C404
	5	コミュニケーション基礎セミナー	オムニバス	C306	基礎演習 (再履修用)	小山	K201						
	金	1	Intensive Reading I (a)	山口	C301	Intensive Reading II (a)	山口	C301				リベラルアーツ総合A	オムニバス
Intensive Reading I (b)			酒井	C605	Intensive Reading II (b)	酒井	K302						
2		Writing - Short Essay (a)	Phelan	C604	Writing - Long Essay (a)	Phelan	C604	スキルアップドイツ語(1)	ファート	K204	スキルアップドイツ語(2)	ファート	K204
								スキルアップフランス語 (1)	寺本	K202	スキルアップフランス語 (2)	寺本	K202
								実践フランス語 I (1)	間瀬	C406	実践フランス語 I (2)	間瀬	C406
								スキルアップ中国語 (1)	大西	C603	スキルアップ中国語 (2)	大西	C603
								スキルアップ朝鮮語 (1)	宋	C401	スキルアップ朝鮮語 (2)	宋	C401
3		Writing - Short Essay (b)	Phelan	C604	Writing - Long Essay (b)	Phelan	C604						
		Writing - Short Essay (c)	Salmon	C601	Writing - Long Essay (c)	Salmon	C601						
4		教職概論	遠藤	C301				コミュニケーションとしての英語小説 (アメリカ)	山口	C404	アメリカ文学入門	山口	C301
5													
土	1												
	2	ドイツ語リテラシー I	押領司	C305	ドイツ語リテラシー II	押領司	C305						
		フランス語リテラシー I	平手	C407	フランス語リテラシー II	平手	C407						
		中国語コミュニケーション I (a)	屈	C503	中国語コミュニケーション II (a)	屈	C503						
		中国語コミュニケーション I (b)	付	C605	中国語コミュニケーション II (b)	付	C605						
		中国語コミュニケーション I (c)	張	C504	中国語コミュニケーション II (c)	張	C504						
		中国語コミュニケーション I (d)	富里	C405	中国語コミュニケーション II (d)	富里	C405						
朝鮮語コミュニケーション I	宋	C401	朝鮮語コミュニケーション II	宋	C401								
連講 学 外	シーズンスポーツ	渡辺		シーズンスポーツ (スキー)	渡辺		シーズンスポーツ	渡辺		シーズンスポーツ (スキー)	渡辺		
				シーズンスポーツ (スノーボード)	渡辺		特別活動の理論と方法	金野	C201	シーズンスポーツ (スノーボード)	渡辺		
							海外研修	吉村、Wiltshier、間瀬、酒井、山口	C202				
						英語の歴史	野村	C202					

【資料11】英語文化コミュニケーション学科時間割（3・4年）

宮城学院女子大学

クラス 科目 曜日 時間	E 3						E 4							
	前 期			後 期			前 期			後 期				
	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室		
月	1			Presentaion in English	Wiltshier									
	2	言語学とコミュニケーション (音声学・音韻論・形態論)	増富	C612	リベラルアーツスタディーズA	オムニバス	C201	リベラルアーツスタディーズB	オムニバス	C201	言語学とコミュニケーション (統語論・意味論・語用論)	増富	C612	
				言語学とコミュニケーション (統語論・意味論・語用論)	増富	C612	言語学とコミュニケーション (音声学・音韻論・形態論)	増富	C612					
	3			キリスト教と現代社会	松本	C405								
	4									キャリア形成論	天童	C301		
火	1			ライフワーク論	石田	C201								
	2	海外研修（事前学習）	吉村、 Wiltshier、間 瀬、酒井、山口		スポーツ	西田	体育館	海外研修（事前学習）	吉村、 Wiltshier、間 瀬、酒井、山口		スポーツ	西田	体育館	
	3			Academic Writing(c)	Phelan	K203								
	4	ことばと社会 物語論/映画論□	那須川 山口	C404 C402	スポーツ グローバル化時代の文学□ 社会言語学	西田 山口 那須川	体育館 C406 C404	ことばと社会 物語論/映画論□	那須川 山口	C404 C402	スポーツ グローバル化時代の文学□ 社会言語学	西田 山口 那須川	体育館 C406 C404	
	5	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語(1) 実践フランス語Ⅱ(1) スキルアップ中国語 実践中国語Ⅰ(1) スキルアップ朝鮮語	清水 野中 間瀬 屈 小羽田 加藤	C407 C306 A305 C406 C409 C603	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語(1) 実践フランス語Ⅱ(2) スキルアップ中国語 実践中国語Ⅰ(2) スキルアップ朝鮮語	清水 野中 間瀬 屈 小羽田 加藤	C407 C306 A402 C406 C409 C603	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語(1) 実践フランス語Ⅱ(1) スキルアップ中国語 実践中国語Ⅰ(1) スキルアップ朝鮮語 卒業研究セミナーA	清水 野中 間瀬 屈 小羽田 加藤 増富	C407 C306 A305 C406 C409 C603 C403	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語(1) 実践フランス語Ⅱ(2) スキルアップ中国語 実践中国語Ⅰ(2) スキルアップ朝鮮語	清水 野中 間瀬 屈 小羽田 加藤	C407 C306 A402 C406 C409 C603	
水	1													
	2	SFの想像力と社会	酒井	K207	演劇/パフォーマンス□	オムニバス	K207	SFの想像力と社会 卒業研究セミナーA	酒井 山口	K207 K205	演劇/パフォーマンス□ 卒業研究セミナーB	オムニバス 山口	K207 C605	
	3	専門セミナー（メディア文化）A 専門セミナー（言語文化）A 専門セミナー（メディア文化）A 専門セミナー（メディア文化）A 専門セミナー（メディア文化）A 専門セミナー（メディア文化）A	間瀬 増富 酒井 谷津 山口 吉村	C605 C612 A504 C606 K201 K204	専門セミナー（メディア文化）B 専門セミナー（言語文化）B 専門セミナー（メディア文化）B 専門セミナー（メディア文化）B 専門セミナー（メディア文化）B 専門セミナー（メディア文化）B	間瀬 増富 酒井 谷津 山口 吉村	A549 K206 K207 A304 K202 C601							
	4			Academic Writing(b)	Lee	K203								
	5													

クラス 科目 曜日 時間	E 3						E 4						
	前 期			後 期			前 期			後 期			
	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	授 業 科 目	担 当 者	教 室	
木	1												
	2	英語科教育法Ⅲ	福地	C404	英語科教育法Ⅳ	福地	C404	卒業研究セミナーA 卒業研究セミナーA 卒業研究セミナーA	吉村 間瀬 谷津	A305 A504 A503	卒業研究セミナーB 卒業研究セミナーB 卒業研究セミナーB	吉村 間瀬 谷津	A305 A504 A503
	3	イギリス文学入門 ことばと情報	酒井 増富	C301 C401	コミュニケーションとしての英語小説 (イギリス)	酒井	C301				教職実践演習 (中・高)	村野他	C405
	4	アートとメディア Integrated Englssh I	吉村 Wilsheir	K205 C606	アートとエンターテインメント Integrated Englssh II	吉村 Wilsheir	C305 K203	Integrated Englssh I	Wilsheir	C606	Integrated Englssh II	Wilsheir	K203
	5	教育相談	石川	C503	日本国憲法	川口	C203	キャリア形成論	石田	K301			
金	1	リベラルアーツ総合B	オムニバス	C202									
	2	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語 実践フランス語Ⅰ (1) スキルアップ中国語 実践中国語Ⅱ (1) スキルアップ朝鮮語	ファート 寺本 間瀬 大西 小羽田 宋	K204 K205 C406 C603 C409 C401	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語 実践フランス語Ⅰ (2) スキルアップ中国語 実践中国語Ⅱ (2) スキルアップ朝鮮語	ファート 寺本 間瀬 大西 小羽田 宋	K204 K205 C606 C603 C409 C401	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語 スキルアップ中国語 実践中国語Ⅱ (1) スキルアップ朝鮮語	ファート 寺本 大西 小羽田 宋	K204 K202 C603 C409 C401	スキルアップドイツ語 スキルアップフランス語 スキルアップ中国語 実践中国語Ⅱ (2) スキルアップ朝鮮語 卒業研究セミナーB	ファート 寺本 大西 小羽田 宋 増富	K204 K202 C603 C409 C401 K207
	3												
	4	コミュニケーションとしての英語小説 (アメリカ)	山口	C404	アメリカ文学入門	山口	C301	卒業研究セミナーA	酒井	C606	卒業研究セミナーB	酒井	C606
	5												
土	1												
	2												
	3												
連講 学外		シーズンスポーツ	渡辺				シーズンスポーツ	渡辺		シーズンスポーツ (スキー) シーズンスポーツ (スノーボード)	渡辺 渡辺		
		海外研修	吉村、 Wiltshier、間瀬、酒井、山口		シーズンスポーツ (スキー) シーズンスポーツ (スノーボード)	渡辺 渡辺	海外研修	吉村、 Wiltshier、間瀬、酒井、山口					

「大学中期計画2021～2025年度」課題一覧

大学基準		戦略目標	個別課題	
I	理念・目的	① 建学の精神に基づく女子大学の今日的意義を踏まえ、自己を肯定し、隣人を愛し、持続可能な社会の実現に取り組むために必要な教養と専門性が身につくキリスト教に基づく教学を遂行する。	1 大学の理念・目的やそれを具象化した言葉「愛のある知性を。」を学内外に周知させる。	
			2 女子大学の意義を学内外に理解させる。	
			3 大学における様々な取組や成果を学内外に周知させる。	
			4 教職員及び学生の自校への理解(建学の精神、歴史等)を深める。	
			5 教職員及び学生のキリスト教への理解を深める。	
			6 MGUスタンダードおよびリベラルアーツの理念を学生に周知させる。	
II	内部質保証	② 大学の理念・目的を達成するために、学内の課題をエビデンスに基づいて点検、改善し、自律的に発展する。	7 内部質保証の推進体制を強化する。	
			8 各種IRデータを活用し、自己点検の精度を向上させる。	
			9 自己点検および外部評価の結果を改善に結びつける。	
			10 大学の教育活動に学生や社会の意見を反映させる。	
III	教育研究組織	③ 大学の理念・目的を達成するために必要な教育研究組織体制を構築する。	11 大学の理念・目的と社会的要請をふまえた適切な学科編制を整える。	
			12 大学院に現代ビジネス学科卒業生を受け入れるための体制を整える。	
			13 適切なセンター・研究所の編制を整える。	
	④ 大学の理念・目的を達成するために、教学マネジメントを強化する。	14 単位の実質化(学習時間の確保)を図る。		
		15 学修成果を可視化する。		
		16 全学的視野に立って、授業開講数を適正化する。		
		17 カリキュラムを点検・評価し、改善に結びつける。		
IV	教育課程・学修成果	⑤ 主体的に学び、未来を創造する人材を輩出する。	18 副専攻制度を実質化させる。	
			19 学生の専門性を生かした資格取得を推進する。	
			20 学生のキャリア意識を高める。	
			21 分野横断的科目および学科横断的科目を充実させる。	
			22 幅広い教養と専門性を連携させる。	
			23 学生に実践的学習・学習成果発表の場を提供する。	
			24 反転授業を増やす。	
			25 PBL型授業を増やす。	
			26 単位互換制度を活用する。	
			27 海外の提携大学との相互留学・単位互換制度を推進する。	
			28 学生にデータやエビデンスに基づく思考を浸透させる。	
			⑥ DXに対応した教育を積極的に取り入れる。	29 データサイエンス教育(AI, データリテラシー, 法律, 数学等)を充実させる。
				30 ICT活用により教育内容と質を向上させる。
			V	学生の受け入れ
	32 受験生に対して、入試関連情報を迅速にわかりやすく周知する。			
33 受験生に各学科等の魅力を伝える。				
34 高校等との関係を強化し、高校が薦める大学になる。				
36 特別入試を推進する。				
37 編入学生を積極的に受け入れる。				
38 留学生を積極的に受け入れる。				
39 学部と大学院を適切に接続させる。				
40 社会人入学を促進させる。				
41 すべての入試を滞りなく実施する。				
42 社会のニーズに対応できる柔軟な入試制度・入試戦略を構築する。				

VI	教員・ 教員 組織	⑧	大学の理念・目的を踏まえた教員組織を構築する。	43	全学的方針と将来構想を踏まえた人事計画を実現する。
				44	目的に応じて制度を柔軟に運用し、必要な教員数を確保する。
		⑨	「学生の心に火を点ける」教員を育成する。	45	組織的かつ多面的なFD(研究活動・社会貢献の活性化を含む)を推進する。
				46	それぞれの教員が自己の教育を振り返り、互いに学び合う。
				47	専任教員持ちコマ上限超過を解消する。
VII	学生 支援	⑩	大学の理念・目的を踏まえ、多様な学生に対応した学習・生活・キャリア支援を行う。	48	学生の能力に応じた補習教育、補充教育を行う。
				49	学生の自主的な学習を促進させる。
				50	学生が読書習慣を身につける。
				51	学習に困難を抱える学生をサポートする。
				52	学生の安全・安心な寮生活を保障する。
				53	学生の心身の健康をサポートする。
				54	ハラスメントの防止を徹底する。
				55	多様性と人権の尊重に対する教職員及び学生の理解を深める。
				56	学生の多様な進路に対応したキャリア支援を実現させる。
				57	学生の課外活動を活性化させる。
		58	留学生への支援を充実させる。		
		⑪	エンrollment・マネジメントを推進する。	59	学生の入学前の学習習慣の確立を支援する。
				60	学生の入学前の不安を取り除く。
				61	卒業生とのつながりを強化する。
		VIII	教育 研究 等環 境	⑫	大学の理念・目的を達成するための教育研究環境を整備する。
63	学生にとって居心地の良いキャンパスをつくる。				
64	学生の図書館及び情報サービスの利用を促進させる。				
⑬	学生の自主的な学修を支援するため、情報資源、空間および情報通信環境を整備する。			65	「対面－遠隔」の有機的な組み合わせを可能にする教育環境を整備する。
				66	学生が自由に利用できる学習空間を整備する。
				67	学生が自由に利用できる情報通信環境を整備する。
⑭	大学の理念・目的を踏まえた学術研究を推進する。			68	学内研究費による研究を推進する。
				69	外部研究費の獲得を推進する。
				70	研究倫理を徹底する。
IX	社会 貢献・ 社会 連携	⑮	大学の理念・目的を踏まえて、持続可能な社会を目指して地域と協働する。	71	本学の教育研究資源・環境を地域に開放し、地域とつながる。
				72	産学官連携事業を推進する。
				73	学生による地域活動・国際交流活動を活性化させる。
X	大学 運営・ 財務	⑯	大学の理念・目的を達成するために、すべての組織が目的をもって活動する。	74	柔軟で効率的な運営組織を構築する。
				75	教職協働を実質化させる。
				76	教職員の意欲と資質を向上させる。
		⑰	大学の理念・目的を達成するために、必要な予算を確保し、合理的に運用する。	77	補助金等の外部資金の獲得を推進する。
				78	予算申請額を適正化する。
				79	実態に即した予算申請制度を確立する。